

# 厚真町まちおこし奨励事業実施要綱

## 第1条 目的

この要綱は、町内の団体、サークル等が自主的、主体的になって実施するまちおこし事業について補助金を交付し、住民と行政が一体となった活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

## 第2条 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

ただし、国、道、町、その他の補助金の交付対象となる事業については、原則として対象外とする。

## 第3条 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、別に定める経費を除いた経費とする。

## 第4条 補助金の総額等

- 1 各年度の補助金の総額は、予算に定める額とする。
- 2 補助金の額は、別表1のとおりとする。
- 3 1事業の補助対象経費が50千円未満の事業については、原則として補助金は交付しない。
- 4 町長が、特に必要と認める場合は、第2項及び前項について特例を設けることができる。

## 第5条 補助期間等

本事業の期間は、令和5年度から令和7年度までとする。ただし、事業は単年度事業とする。

## 第6条 補助金の交付申請等

補助金の交付申請等は、厚真町補助金等交付規則による。

## 第7条 事業の審査等

前条により申請のあった事業の採否等は、別に定める審査要領等により行う。

## 第8条 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 4 条関係)

補助対象事業	補助率	補助金限度額
まちおこし事業	補助対象経費の 2 / 3 以内	300千円
人材育成事業	補助対象経費の 2 / 3 以内	
特産品開発事業	補助対象経費の 2 / 3 以内	
文化活動	補助対象経費の 2 / 3 以内	
地域活動	補助対象経費の 1 / 2 以内	
その他まちおこしと認めた事業	補助対象経費の 2 / 3 以内	